

第96回運営推進協議会が開催されました

1/29(月)に、第8期最後の第96回運営推進協議会を開催しました。

今回の運営推進協議会では、小規模多機能の外部評価のまとめを中心に委員の皆さんから意見・要望等をいただき、最終的な総括表を作成することになりました。2月中に事務局でまとめ木曾広域に提出し公表することになりました。

当日の参加者及び質問・意見等の詳細・まとめについては、別紙の通りですので、ご一読ください。

この2年間、委員の皆様にはお忙しい中ご出席をいただき、当事業所の運営にご協力をいただき感謝申し上げます。



2月の予定

- ・2/15(木) 14:00～(1・2階フロア) リハビリ指導
- ・2/19(月) 13:30～(多目的室) 元気サロン
- ・2/25(日) 14:00～(町文化交流センター多目的ホール)

第9回元気はつらつウォーク(最終回)

小規模多機能型居宅介護事業所は、利用する方のニーズに合わせて通い・訪問を中心に泊りを含め調整できますので、サービスを利用する・しないにかかわらず、ご相談は随時受け付けております。ぜひご一報ください。

電話 0264-21-3131 FAX 0264-21-3132

のぞみの里 ニュース

No.217 2024/2/12発行

編集/ 特定非営利活動法人 のぞみの里
住所/ 長野県木曾郡木曾町福島5569番地
TEL/ 0264-21-3131 fax/ 0264-21-3132
e-mail/ nozominosato@circus.ocn.ne.jp

2/1現在
利用者数

●小規模多機能 27人 / 定員 29人 ◆地域福祉交流 5人利用
●グループホーム 9人 / 定員 9人 ◆総合事業 0人 / 定員 9人

のぞみの里の理事をさせていただいております川上正と申します。母がのぞみの里におおよそ10年間お世話になっていたことがご縁で昨年より理事をさせていただいております。

のぞみの里にお世話になっていた母のはなしを少しさせていただきます。現在、のぞみの里を利用されているご家族で同じような経験をされたという方は多いと思います。

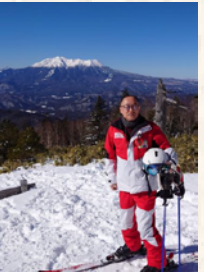
母が70代前半のころ私は、いわゆる転勤族でしたので家族と長野市に暮らしておりました。長期休暇には家族で帰省していましたが、年に何回かは私ひとりで帰省することがあり、母と買い物に行くと必ずレジで一万円札を出すことに気がつきました。母の財布のなかを見ると千円札と小銭ばかりでした。おそらくお金の区別ができなくなりつつあったようです。その頃から認知症がはじまっていたのだと思います。

その後は、鍋をこがし、鍵をなくし野菜が盗まれたと言い出しましたが、家族としては、あまり母が認知症であることを認めたくないために母の言い訳を信用していました。その後は、認知症がさらに進み徘徊もはじまったことをきっかけにグループホームに長い間ほんとうにお世話になりました。

さて、私自身のはなしですが、新開村に生まれ上田小学校に通い福島中学校、木曾西高校、学生時代を東京ですごし木曾に戻ってなんとか国鉄に就職することができました。ところが、国鉄民営化をきっかけに29歳の時に国鉄を退職し民間企業に転職することとなりました。最後の勤務地は、夏は本当に暑い群馬県高崎市でした。その間9回の引っ越しを経て55歳で退職となり木曾にやっと戻ってきました。現在、66歳となり木曾に戻って女房と二人で暮らし12年になろうとしています。子供は、娘がふたりおります。二人とも東京で嫁いでそれぞれに孫娘がおります。孫たちが木曾に来るのが現在の私たち夫婦の最大のイベントであり楽しみでもあります。

また、木曾に帰ってからは、国鉄時代の友人たちとも交流が復活し誘われるまま木曾町スキークラブなるものに入ってしまい現在は、スキースクールでレッスンもしております。夏は、時間があれば釣りをし、薪ストーブの薪を割り冬は、スキー場で子供たちにレッスンをする生活です。もちろん仕事もしています。開田高原のアイスクリーム工房でヨーグルト製造のお手伝いと配達をしております。もう少し暖かくなったらみなさんも是非、ソフトクリームを食べにいらしてください。お待ちしております。

私のサラリーマン時代は、仕事もあり生活も家族もあり、遠くで暮らす母がのぞみの里にお世話になれたことは、本当に幸せでした。そんな感謝の気持ちを持って理事として微力ではありますが、精いっぱいがんばらせていただきたいと思いますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。



節分

2/5(月)に、両事業所で趣向を凝らした節分会を開催し、鬼に扮した職員目掛け思い切り、豆もどきを投げつけて退散させていました。



いくつになっても鬼は怖いですね。



昼メニューは、
GH：海鮮ちらし・清汁・酢の物・フルーツポンチ
小規模：太巻き・カミナリ汁・野菜のごった煮豆・ヨーグルトあえ
をそれぞれ提供し、美味しく食べてもらいました。写真を撮り忘れたのでGHだけ紹介になります。



グループホームでは、ペットボトルに貼った鬼の面を使って豆まきの予行練習をして、鬼を待ちました。



運動不足解消のために、楽しみながら自然と身体が動いている、といった活動を、色々考えて提供しやっております。その一例です。わいわい騒ぎながら、けっこう身体を動かしていました。



コツコツと根気よく紙を広げて手作りし、素敵なハート飾りになりました。GHのフロア壁に飾ってあります。見に来てください。



確定申告の時期 2/16(金)～3/15(金)が近づきました

～介護保険利用者に対して、障害者控除が受けられることをご存じですか？～

いよいよ確定申告の時期になりました。少しでも節税になればとお考えの方も多いと思います。

一般に知られていない節税の一つとして、のぞみの里の利用者（介護保険の該当者）の障害者控除があります。すでにご存じの方は、年末調整で還付されたと思いますが、申告していない方は、この時期に還付申請をすれば国税が還付されます。

のぞみの里の利用者は、一定の条件がありますが、多くの方が障害者控除の対象になります。利用者によっては、特別障害者控除が受けられる場合もあり、かなりの金額が還付されます。

また、1年間の医療費の合計が10万円を超えている方には、医療費控除が受けられます。

詳細については、個々に説明しますので所長にお尋ねください。

【その他の該当になると思われる制度】

1、おむつ等購入助成事業

(対象者) のぞみの里小規模多機能利用者で、要介護3～5の方
(限度額) リハパンやおむつ・パット購入費 30,000/年
※グループホームの利用者は対象外になります。

2、特別障害者手当

(対象者) 最重度（障害基礎年金1級程度の障害が重複している）の利用者
(常時特別の介護を必要とする方) 審査が厳しい！
(手当額) 月額27,300円（令和4年4月より）
(支払時期) 原則として、毎年2月、5月、8月、11月に3ヶ月分が支給されます。

これらの制度は、家族の方の申請（申請主義の原則）に基づき適用されるものですから、知っていて申請すれば該当になりますし、知っていても申請しなければ該当になりません。ましてや知らなければ、その差は歴然です。

のぞみの里では、これらの制度について、毎年できる限り家族の皆さんに情報を周知し、お知らせしていますので、遠慮なくご連絡ください。

TEL (0264) 21-3131